令和4年11月28日 資料No.2区 民文教常任委員会

みなとリサイクル清掃事務所

#### 議案第111号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例について

「港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づく廃棄物処理手数料等について、次のとおり改定します。

# 1 事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料

排出事業者の自己処理責任に基づく受益者負担の適正化の観点から、手数料原価と手数料との乖離をできる限り解消するため、事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を改定します。

事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料については、23区で統一の額とするとともに、必要に応じて4年ごとに改定(以下「4年ルール」という。)することとしています。現行の手数料は、平成29年10月に改定しており、4年ルールに基づく令和3年10月の改定の検討においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、改定を見送り、令和4年10月の改定についても同様の理由により改定を見送ってきました。この度、令和5年10月の改定の必要性について検討した結果、現行の廃棄物処理手数料と手数料原価に乖離があることから、これを解消するため、改定を行うことが令和4年6月16日の特別区長会において了承されました。

#### 【改定内容】

		現 行 (平成 29 年 10 月改定)	令和2年度手数料 原価(乖離額)	改 定 額 (増加額)	
廃棄物処理手数料		40.0円/kg	46.088円/kg (6.088円/kg)	46.0円/kg (6.0円/kg)	
内	収集運搬	24.5円/kg	28.544円/kg (4.044円/kg)	28.5円/kg (4.0円/kg)	
訳	処理処分	15.5円/kg	17.544円/kg (2.044円/kg)	17.5円/kg (2.0円/kg)	

#### ◎上記に基づく有料ごみ処理券の料金改定

現行	改 定 額
(平成 29 年 10 月改定)	(増加額)
10リットルまでごとに76円	10リットルまでごとに87円 (11円)

※1リットル当たり0.19kg換算で10リットル券を基準に算定(23区共通) 《券種ごとの料金》

	現	行	改为	<b>主額</b>	増加額		
券 種	1セット	1枚当たり	1セット	1枚当たり	1セット	1枚当たり	
10 況 (10 枚/セット)	760 円	76 円	870 円	87 円	110円	11円	
20 次 (10 枚/セット)	1,520円	152 円	1,740円	174円	220 円	22 円	
45 巛(10 枚/セット)	3,420円	342 円	3,910円	391 円	490 円	49 円	
70 巛(5 枚/セット)	2,660円	532 円	3,045円	609円	385 円	77 円	

【実施予定日】 令和5年10月1日

# 2 粗大ごみ、臨時ごみ及び多量ごみの廃棄物処理手数料

粗大ごみ、臨時ごみ及び多量ごみの廃棄物処理手数料は、平成12年度の特別区への清掃事業事務移管後、各区対応事項となっており、港区では事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料を基礎に算定しています。

事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料の改定に合わせ、次のとおり粗大ごみ等の 廃棄物処理手数料を改定します。

### (1) 粗大ごみの廃棄物処理手数料

粗大ごみの廃棄物処理手数料は、粗大ごみの品目ごとに、当該品目の標準重量に1kg当たりの事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料(46円)を乗じた額から100円未満を切り捨てた額に改定します(上限額2,800円から3,200円)。また、芝浦清掃作業所に区民が直接持ち込む場合の手数料は、標準重量10kgまでは無料、それ以外の品目については戸別収集の廃棄物処理手数料の半額とします。なお、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例では、手数料の上限額を定め、品目ごとの手数料の額は、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則で定めます。

品 目	区分	現行手数料	改定後手数料	増加額
椅子、照明器具、布団 など32品目	収集	400 円	400 円	_
【標準重量 10kg】	持込	無料	無料	_
敷物、自転車、卓上式 ミシンなど 24 品目	収集	800円	900円	100円
【標準重量 20kg】	持込	400 円	400 円	-
机、ベッドマット、畳 など 17 品目	収集	1,200円	1,300円	100円
【標準重量 30kg】	持込	600円	600円	-
中型箱物家具、ソファ ーなど9品目	収集	2,000円	2,300円	300円
【標準重量 50kg】	持込	1,000円	1,100円	100円
大型箱物家具、両袖机 の2品目	収集	2,800円	3,200円	400 円
【標準重量 70kg】	持込	1,400円	1,600円	200 円

※改定後手数料の金額は、条例改正に伴い、港区廃棄物の処理及び再利用に関す る規則で定める金額(予定)

【実施予定日】 令和5年10月1日

# (2) 臨時ごみ及び多量ごみの廃棄物処理手数料

単	位	現行手数料	改定後手数料	増加額		
lkg当たり		40 円	46 円	6.0円		

(注) 多量ごみは1日平均10kgまで無料で、10kgを超える分について 手数料を徴収

【実施予定日】 令和5年10月1日

#### 3 区民が飼養するペットの動物死体処理手数料

動物死体処理手数料は、平成12年度の特別区への清掃事業事務移管後、各区対 応事項となっており、各区は、動物死体の収集運搬及び処分、動物死体の保管等に 要する経費に基づき手数料額を算定しています。

区では、平成27年度以後、動物死体の処理に要する経費が動物死体処理手数料を上回る状況が継続していることから、受益者負担の適正化を図るため、次のとおり動物死体処理手数料を改定します。

# 【改定内容】

単 位	現行手数料	処理経費	改定額		
		(乖離額)	(増加額)		
1体当たり	2,600円	3,059円※	3,000円		
		(459円※)	(400円)		

※過去4年間(平成30年度~令和3年度)の平均値

【実施予定日】 令和5年4月1日

#### 4 今後のスケジュール

令和5年1月

- ・広報みなと、区ホームページ等により区民、事業者に周知
- ・事業系一般廃棄物の廃棄物処理手数料改定については、23区共同でポス ター、チラシを作成

令和5年4月1日

動物死体処理手数料を改定

令和5年10月1日

廃棄物処理手数料を改定

						Щ					_
動物の死体	二 動物死体処理手数料	四 (略)	三 臨時に排出する占有	二 事業系一般廃棄物又 ニ 事業系一般廃棄物と併せて	棄物を排出する占有者 ムを超える量の家庭廃 一日平均十キログラ	区分	一 廃棄物処理手数料	十四条関係)     十四条関係)	(前略)	改	
一頭につき 三千円		(略)	品目別に区規則で定める。 は、三千二百円を限度として ただし、粗大ごみについて 円 四十六	円 リットルまでごとに 八十七 派付して排出するときは、十 ただし、有料ごみ処理券を 円	十六円 る量一キログラムにつき 四一日平均十キログラムを超え	手 数 料		物死体処理手数料(第五十一条、第五		正 案	港区廃棄物の処理及び再
											利用
動物の死体	二 動物死体処理手数料	四 (略)	三 臨時に排出する占有	に は一般廃棄物とあわせ は一般廃棄物とあわせ	棄物を排出する占有者 ムを超える量の家庭廃 一 一日平均十キログラ	区分	一廃棄物処理手数料	十四条関係) 別表 廃棄物処理手数料及び動物死体処理手数料	(前略)	現	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表
一頭につき 二千六百円		(略)	品目別に区規則で定める。 は、二千八百円を限度として ただし、粗大ごみについて 一キログラムにつき 四十円	円	十円る量一キログラムにつき四一日平均十キログラムを超え	手 数 料		(第五十一条、		行	表
								第 五			

# 則

# 付

(施行期日)

- 1 (経過措置) 物死体処理手数料の部の改正規定は、 この条例は 令和五年十月一日から施行する。 同年四月一日から施行する。 ただし、 別表二動
- 2 長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、 込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、 の規定 (ただし書に係る部分に限る。) は、この条例の施行の日 (以 例(以下「新条例」という。)別表一廃棄物処理手数料の部三の項 下この項及び第四項において「施行日」という。)以後に区長が申 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条 施行日前に区 なお従前の
- 3 日以後に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料について適 いては、なお従前の例による。 新条例別表二動物死体処理手数料の部の規定は、 同日前に区長に届出がされた動物死体処理に係る手数料につ 令和五年四月一

4

新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料 後一月の間は、 例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、 ごみ処理券を使用した事業者については、施行日以後においても、 に限り、なお使用することができる。この場合において、当該有料 '納付があったものとみなす。 この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条 区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するもの 施行日以